

避難所運営の手引き

土 浦 市

1 避難所とは

土浦市では、市立の小中学校28校を地区防災拠点に指定しています。地区防災拠点は、災害対策上次のことを行う拠点となります。

- (1) 食料、水、救援物資などの配布場所
- (2) 生活情報の提供場所
- (3) 家族の安否確認の場所
- (4) 避難所

また、地区防災拠点のうち、8中学校に医療救護所を設置し、医療拠点とします。

2 地区防災拠点に備蓄している資機材

地区防災拠点には、防災倉庫が設置されて避難所生活をする上で必要となるもの、救出救助に用いる道具、救急セットなどが備蓄されています。防災倉庫に備蓄されている主な資機材は、次のとおりです。

カンパン・ミネラルウォーター・アルファ米・ろ水機（浄水器）・水運搬袋・防災かまど
毛布・担架・リヤカー・医薬品セット・組立式トイレ・簡易トイレ・ビニールシート
発電機・投光器・投光器用三脚・コードリール・ガソリン携行缶
ジャッキ・チェーンソー・メガホン・救助用バール

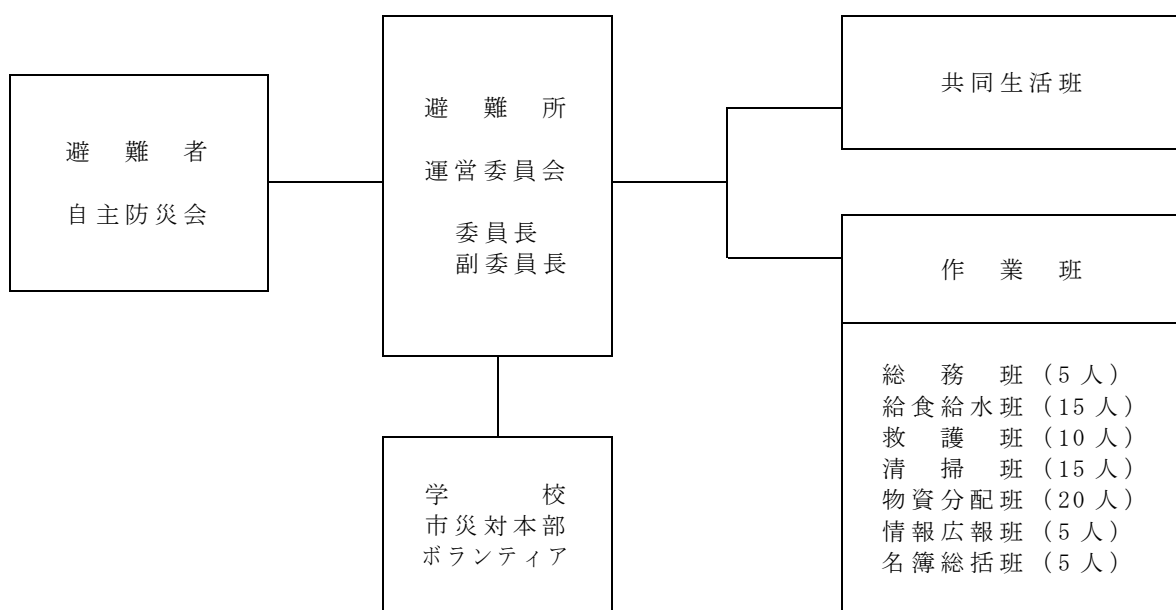
3 避難所の運営

勝手な行動ばかりを取る方や避難所の運営は誰かがやってくれるだろうと思っている方ばかりでは、秩序ある共同生活、自主的な避難所運営は困難になってしまいます。

そこで、自主防災会を中心とした地域の住民や避難所の代表者による自治組織「避難所運営委員会」を結成し、「避難者として保護を受ける者」ではなく「避難生活の主体」として避難所の運営に当たることが必要となります。

したがって、避難所の運営の主体は、避難者等が組織する「避難所運営委員会」とし、市、学校施設管理者及びボランティアは、できる限りその支援に当たることになります。

(1) 避難所運営委員会の組織例示図



* () 内の人数は、必要人員数の目安……避難所の規模により増減あり、人数等は、運営委員会で決定。

(2) 各班の主な任務

ア 総務班・情報広報班…総務、情報広報対策

『総務班』

- ① 防災倉庫内の資機材の取扱い及び管理をします。
- ② 災害発生時間、被害状況、避難者の状況に見合った避難所のレイアウトを学校管理者等と相談し、早期に設定します。
- ③ 避難所生活を避難所住民の協力を得ながら秩序あるものとして維持するため、必要があれば、保安要員を確保し、避難所内をパトロールします。
- ④ ボランティアと連絡調整に当たり、避難所の運営に協力してもらいます。
- ⑤ 避難所日誌を記録します。
- ⑥ 避難所運営委員会の庶務を担当し、事務局を兼ねます。

『情報広報班』

- ① デマやパニックの防止の観点から情報管理の一元化に努めます。
- ② 避難所直行職員及び避難所従事市職員並びに学校（職員）との連絡調整を行い、避難所生活に必要な生活関連情報、生活支援情報等の情報を収集し、伝達します。また、避難所での要望を伝えます。
- ③ 避難所内に1箇所設置された掲示場を管理し、時系列を考慮した掲示方法により各種情報を伝達します。

イ 給食給水班…炊き出し・飲料水の供給

- ① 自主防災会などの炊き出し用の資材を用意できた場合は市職員と連携し炊き出しを行います。
- ② 飲料水はプールの水や備蓄してあるミネラルウォーター、耐震性貯水槽の水を利用します。
- ③ 炊き出しに必要な材料、燃料等を、市職員を通じ市災害対策本部に要請し、確保します。

ウ 救護班…要援護者の保護

- ① 障害者、お年寄り、傷病者の方々を援護します。
- ② 名簿総括班と連携し、傷病者の把握に努めます。
- ③ 負傷者の応急手当、医療機関への誘導、搬送の手配をします。
- ④ 医療拠点となる中学校にあっては、参集する市医師会救護班と連携し、傷病者の救護に協力します。
- ⑤ 医療拠点とならない小学校にあっては、比較的軽度の負傷者の救護に当たります。

エ 清掃班…環境衛生対策

- ① 仮設トイレをあらかじめ定められた場所に設置します。
- ② 避難所からのごみの出し方（分別）のルールを徹底を指導します。
- ③ ごみ収集及び焼却施設が稼動するまでの間は、学校施設の敷地内で、ごみを処理（保管）します。
- ④ 避難所の清掃を行います。
- ⑤ 市災害対策本部に必要な防疫用薬剤を要請し、ごみ集積場所等の場で発生するハエ、カなどの衛生害虫の駆除をします。

オ 物資分配班…食料・生活用品等の調達・配布

- ① 備蓄食料や救援物資、生活必需物資などを市災害対策本部から受入れ、配布します。
- ② 名簿総括班と連携し、避難者数を把握し、必要となる物資の数量を把握します。
- ③ 高齢者、障害者等への対応の優先及び公平な分配に努めます。
- ④ 配布時に、混乱が起きないような対策を講じます。

カ 名簿総括班…避難所生活者名簿の管理

- ① 名簿により避難所生活者の把握に努めます。
- ② 名簿の一元管理をし、入所者、出所者を確実に把握し作業各班に情報を提供し、各班の活動がスムーズに行えるよう連携を密にします。

*** この名簿は、食料、物資供給の基礎データとなりますので、この管理は重要です。**

4 避難所従事者の任務

(1) 直行職員

阪神・淡路大地震の際、初動体制が遅れたことを考慮し、地区防災拠点である小中学校の近くに居住する市職員を直行職員として地区防災拠点に配備することとします。

直行職員は、土浦市内で**震度5弱以上**の地震が観測されたときは、あらかじめ定められている直行場所へ参集し、災害対策活動に当たることとなっています。

主な任務は、参集途上で知った被害状況、避難所へ避難された方から伝えられた被害状況、避難所での状況などを市災害対策本部へ報告したり、災害対策本部からの情報を伝達する『情報収集伝達業務』及び避難所を自主的に運営する組織として避難所運営委員会を立ち上げる『避難所開設業務』となります。また、市災害対策本部の動員態勢が機能し、各部の分担業務が行われるようになれば、避難所の運営に当たる教育委員会職員に業務を引き渡します。

なお、避難所内に自治組織である避難所運営委員会が編成されれば、ほとんどの避難所内での業務については、避難所運営委員会が行うこととなりますので、その業務を引き渡すこととなります。その場合、避難所を担当する教育委員会の職員の主たる業務としては、避難所運営委員会と市災害対策本部との調整及び避難所運営委員会の支援となります。

ア 情報収集伝達業務の内容及び手段

① 避難者名簿の作成

別に定める様式を用い、避難者名簿を作成し、併せて避難の状況、病人・負傷者の有無、高齢者・障害者の状況を把握します。

この場合、パソコン等の機材を活用した取りまとめの方法で名簿の記載は世帯ごとに行うことにより、安否確認、避難所の移動等の作業をスムーズに行えるようにします。

② 被災状況の把握

被災状況の把握は、直行職員自ら参集途上で知ったもの、避難者から聞いたものによります。災害救助法の適用は、そうした被災状況の情報をもとにした総務部の調査によることとなります。

③ 市災害対策本部等からの情報の伝達

市災害対策本部からの情報・広報を、掲示板を用い、避難した方々に伝達します。

なお、情報の受伝達に関する管理は一元化し、管理する部署を通し

た情報のみを伝達することにより無用な混乱を排除します。

情報の伝達の方法は、掲示板を使い行いますが、伝達の際には、次のことに留意しなければなりません。

避難所で生活しなければならない人は、健常者の方ばかりではありません。視覚障害者、聴覚障害者、日本語を理解することが困難な外国人の方など情報を受ける際にハンディキャップを抱えている人たちもいます。情報の伝達に当たっては、避難所受付時に把握したそうした人たちに配慮し、避難所内で介添えとなる人の協力を求め、避難所内でそのような人の協力を求めることができないときは、市災害対策本部に連絡し、介添えとなる人の派遣を要請します。

④ 市災害対策本部への伝達の手段

電話回線が途絶、輻輳していなければ、電話回線又はファックスを使用して連絡し、又電話回線が途絶、輻輳している場合は、職員室に設置している地域防災無線を使用して連絡することとします。

イ 避難所開設業務の内容

① 避難所の開設

第一に、あらかじめ避難所として開放することとなっている屋内体育館の施錠を解き、建物の外側、内側から建物の破損状況を目視により点検し、常識的判断の範囲で建物の倒壊危険の有無を判断します（実質的な判断は、応急危険度判定士が到着してからになります）。建物の倒壊の危険がないと判断できれば、天井からの落下物、飛び散ったガラス等を除去し、床、壁面、天井の安全を確認した後、避難してきた方たちを誘導します。

倒壊の危険が目視により明らかにあると判断できる場合は、校庭の安全を確認し、そこに集合、待機させるようにします。

なお、休日夜間は直行職員が避難所の開設の担当となりますが、就業時間中は学校職員および教育委員会職員が避難所開設の担当となります。

② 避難所運営委員会の立ち上げの支援

秩序ある共同生活のために、できるだけ早く自主組織である避難所運営委員会を避難者の方々に組織していただくこととなります。

まず避難所運営委員会を組織するにあたっては、リーダーが必要となります。

あらかじめ指定されている避難場所（屋内体育館又は校庭）に集まっていた方々に声をかけ、リーダーになっていただく方を捜し出します。特に、自主防災会のリーダーや自主的に手を挙げた方たちに

中心になっていただき、組織づくりを行うこととなります。

また、避難所運営委員会が組織する救護班を編成するときに、そのリーダーとして役割を担っていただく医療業務の専門的知識をもっている看護師、保健師等の経験者の協力も求めます。

避難所運営委員会は、委員長、副委員長のもとに作業班各班及び共同生活班を組織します。

人選については、運営委員会で決めます。

共同生活班は、できれば避難所内のブロックごと又は教室ごとに編成し、その代表者（班長）を決めます。

避難所運営委員会は、避難所での状況を把握し、避難所での課題、問題に対処するため又は情報収集伝達、各班の役割等を再確認するため、毎日時間を定めて1回以上、作業班各班、共同生活班の班長を召集し、学校関係、市職員、ボランティアほかの関係者の参加により会議を行います。（あくまでも会議の主体は、避難所運営委員会となりますので、学校関係者以下の参加はオブザーバーとなります。）又、できればミーティングルームとしてある程度の広さがある部屋を学校管理者と相談し、確保しておくことが適当です。

なお、作業各班の人員の張り付けは、固定化することなく輪番制（たとえば1週間単位又は1か月単位）で担当することが公平性の観点より適当といえます。

③ 防災資機材の活用

防災倉庫内に備蓄されているろ水機、発電機、仮設トイレ等避難生活に必要な物品を避難してきた方と協力して搬出し設営します。なお、取扱いが不慣れな場合は、取扱いの指導を行い、できる限り自治組織の方が主体となって活動していただくようにします。

④ 災害時要援護者に対する配慮

視覚・聴覚障害者、外国人が避難所での共同生活をしなければならないことに配慮して、視覚障害に対しては点字による掲示、トイレへの案内用ロープの設置、聴覚障害者に対しては文字や光による伝達方法、外国人に対しては通訳ボランティアの配備等の工夫が必要となります。

ウ ミーティングルーム等の確保

避難所運営委員会が、ミーティングルームとして利用する部屋、また、医療救護所を開設する中学校にあたっては医療救護所としてある程度の広さが確保された部屋を避難所の開設と平行して学校管理者と相談して確保します。

エ その他の業務

教育委員会の職員に業務を引き継ぐまでの間、又は避難所運営委員会が組織されるまでの間、避難所で必要とする食料、毛布、衣料等の救援物資の必要数を市災害対策本部に連絡し、搬送されたときは、搬送担当班から物品輸送引渡書とともに救援物資を受領します。

① 避難者名簿のチェック及び食料（弁当）の手配

避難者名簿のチェックは、避難者の状況を把握するため、任意の時間に行います。

② 食料、毛布、衣料等の救援物資の配布

被災直後における搬送された救援物資の仕分け及び配布は、避難所も落ち着いていない状況であり、学校、ボランティアの協力を得ながら、直行職員が行います。

なお、避難所が落ち着き、避難所運営委員会が編成されれば、救援物資の仕分け及び配布は、避難所運営委員会の担当班（物資分配班）が行うこととなります。

(2) 教育委員会の職員

災害対策本部の各部各班の、動員態勢の整備により、避難所従事者として派遣された教育委員会の職員は、直行職員から業務を引き継ぎます。

業務の内容は、ほぼ直行職員が行っていたものと同様になりますが、避難所も落ち着いてくる時期にあることから、学校管理者と連携を取りながら、避難所運営委員会との調整にあたります。

避難者の生活自立への支援、公的資金援助等生活自立再建に関する情報、応急仮設住宅等生活情報の避難所での周知並びに避難所においてとりまとめられた各種要望事項の市災害対策本部への伝達が重要な業務となります。

また、避難所の収容能力等により、やむなく公園、空地等でテント生活を送る被災者も予想されますので、関係する情報を積極的に入手し（必ず現地を調査しておかなければなりません）、このような被災者への食料、物資等の供給に十分配慮する必要があります。

5 避難所での避難者の活動例

(1) 初動期（1～3日）

ア 避難者名簿の作成

避難者の生活支援の基礎資料となりますので、できるだけ早く避難者数を把握します。最初は、混乱状況にあるので避難者の協力を得ながら、直行職員もしくは教育委員会職員が行うこととなります。

避難者名簿への記載の方法については、後での検索が容易となりますので50音順、世帯ごとにとりまとめるようにします。

避難所が落ち着き、避難所運営委員会が組織されれば、名簿を担当する班に引き継ぐこととなります。

この避難者名簿は、安否確認の際に重要となりますので、漏れがないよう注意してください。

イ 避難者の救護

避難者名簿をもとに災害時要援護者になるであろう妊婦、傷病者、高齢者、障害者など救護を要する者を把握し、必要があれば救護します。生活条件の良い避難所（冷暖房の採りやすい場所、畳のある部屋等）への移動又は医療救護を受ける必要がある場合は、福祉関係施設、公民館等の施設又は医療拠点（市内公立中学校7校が医療救護所となります。）若しくは後方医療拠点への搬送を配備職員に連絡し、要請します。

災害時要援護者の方を条件の良い避難場所へ移動させる場合は、家族単位で行うようにし、家族がばらばらにならないような配慮が必要となります。

なお、真に医療を必要とする重症患者等が医療救護を受けなければならない場合に、軽傷者又は中傷の患者が医療救護所又は後方医療施設に殺到することにより、必要な医療救護を受けられないという混乱を避けるために、次の基本方針により対処することとします。

医療救護の基本方針

- 1 軽傷者については、各避難所の避難所運営委員会に組織された救護班で対応します。
- 2 中傷の患者については、医療救護所で対応します。
- 3 重症患者については、医療救護所の判断等により、後方医療施設へ搬送します。

この基本方針は、避難所内、外ともに適用されます。

ウ 給食給水、生活必需物資等の必要数量の把握及び要請

避難所運営委員会が編成されていなければ、直行職員が給食給水、生活必需物資等の必要数量を把握し、市災害対策本部に要請しますが、避難所運営委員会が立ちあがったときは、運営委員会の給食、給水、生活物資等を担当する作業各班が行うこととなります。

〈給水活動〉

防災拠点での水の確保は、次により行います。

- ① 備蓄されているミネラルウォーター
- ② 市災害対策本部が手配する給水車
- ③ 市内に設置されている耐震性貯水槽（市内3箇所）
設置場所：都和南小学校・土浦第一中学校・土浦第三中学校
- ④ 浄水機によりプールの水をろ過

〈炊き出し活動〉

自主防災会や、町内会に炊き出しを依頼し、炊き出しができるようであれば、市災害対策本部へ連絡し、炊き出しに必要な食材・燃料を報告し、調達された食材を調理し配布します。

エ 避難所レイアウトの設定

避難所での集団生活が長期にわたった場合、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられます。避難生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策として部屋の間取り、間仕切り板の活用等、できる限り個人空間の確保に配慮した対策を避難所開設当初から講ずる必要があります。

オ 避難所でのルールの取決め

避難所内での共同生活を秩序あるものとするために、学校施設管理者及び直行職員と協議しながら、ルールづくりをします。

例：災害時要援護者に対する配慮、外部からの問い合わせ、使用禁止場所
校長室、職員室、放送室等への立入、トイレの使用法、ごみ集積所以外へのごみの搬入、避難場所での飲酒及び喫煙、暖房器具の持ち込み、消灯時間等

(2) 混乱継続期及び復旧過程期（4～14日）

ア 避難所運営委員会のスムーズな運営

① 避難所内の緩和

避難者間のトラブルの発生が予想され、その処理に当たります。

② 救援物資等の公平な配分

生活必需品等の配分は、災害時要援護者に配慮した上で、公平に行います。また、必要数量が確保されない場合を考えて、その手立てを講じます。特に腐ってしまうもの又は分割できないものについては、その手立てが必要となります。

例：話し合いや抽選などで対処

配分は、声の大きい人などの特定の者に偏ることのないよう公平、公正な手続きにより行うことが肝要です。

③ 避難所での食品衛生管理

配給される弁当等により食中毒が発生しないよう予防措置を講じます。

- ・ 製造年月日の確認
- ・ 食べ残しは廃棄すること
- ・ 配食前における複数の者による味、匂いなどの異常のチェック

④ 避難所運営委員会会議の開催及びその内容

- ・ 市災害対策本部からの情報の伝達
- ・ 避難所生活でのルールの徹底
- ・ 各作業班の作業内容等の確認
- ・ 各作業班の作業に当たっての要望事項のとりまとめ
- ・ 生活共同班の状況報告等

⑤ 避難者の状況の把握

避難所で病人が出た場合の救護をします。必要があれば、医療施設への搬送を市災害対策本部（避難所を担当する市職員を通して）に要請します。

⑥ 避難者の要望のとりまとめ

避難所内での各所要望をとりまとめ、市災害対策本部（避難所を担当する市職員を通して）へ連絡します。

⑦ 各種申請書類及びとりまとめ

市災害対策本部と連携をとりながら災証明交付申請書、税減免・徴収猶予申請書類を配布し、そのとりまとめをします。

(3) 復旧期〈15日〜〉

ア 避難者の状況の把握

救護班は、生活共同班と連携を取り、長期に亘る避難所生活にともなうメンタルケアについて又は高齢者の保健について、プライバシーの保護に支障を生じない範囲で、避難者の状況を把握し、保健師等の避難所巡回時に連携をとり、必要があれば、施設への入所措置等の対策を講じます。

イ 就業、公的資金援助、応急仮設住宅等情報の伝達

生活自立再建に関する情報の伝達を避難者へ行います。

ウ 自宅での生活再建

家屋の全壊、焼失を免れた人については、ライフラインの復旧、小売店等の営業再開に伴い、自宅での生活再建を促します。

エ 避難所の縮小

学校施設は、避難者の自立再建、災害復旧の進み具合に合わせて、避難所としての機能と平行して本来の機能である授業の再開をする必要があります。

避難所運営委員会は、市災害対策本部、学校管理者と協議しながら避難所の縮小又は閉鎖を検討します。(近隣の避難所との統合により閉鎖を行う場合もあります。)

6 市災害対策本部の対応

(1) 初動期(1〜3日)

ア 避難者の状況の把握(避難者名簿の作成)

イ 各種情報の迅速な提供

- ① 被害情報
- ② 医療救護に関する情報
- ③ 安否情報
- ④ 遺体安置所、埋葬等に関する情報

ウ 非常食料の避難所への搬送

エ 被害状況の把握

オ 生活関連(ライフライン、交通の復旧等)情報の提供

カ 被災者(避難者)のニーズの把握

キ 公共施設(避難所となる小中学校等を主体に)の応急危険度判定

(2) 混乱継続期及び復旧過程期(4～14日)

- ア 住宅被害実態調査の実施
- イ 生活関連(ライフライン、交通の復旧等)情報の提供
- ウ 安否情報
- エ 市税等の減免、災害見舞金、弔慰金、援護資金等の支援策の広報及び実施
- オ 倒壊家屋の処理(厚生省指針が出た場合は、公費解体)
- カ 相談窓口の開設(法律相談、住宅相談)
- キ 協定締結先からの生活必需品等の調達、救援物資等の搬送
- ク 避難住民に対する健康管理(健康相談)
- ケ 各種申請書(り災証明交付申請書、仮設住宅申込書等)の交付
- コ 避難所ニーズの把握(避難所からの要請事項への対処)
- サ 東京電力への各避難所の電気容量増の要請
- シ 民間家屋の応急危険度判定
- ス 避難所の清掃対策(生活ごみ・災害廃棄物の収集・し尿収集・防疫)
- セ 各避難所の受入れ能力の把握

(3) 復旧期(15日～)

- ア 避難住民に対する健康管理(健康相談、特にメンタルケア)
- イ 復旧情報の提供
- ウ 応急仮設住宅の建設、住宅応急修理
- エ 応急仮設住宅への募集受付及び入居抽選
- オ 市税等の減免、災害見舞金、弔慰金、義援金、援護資金等の支援策の広報及び実施
- カ 自立生活再建のための各種融資又はあっせん(中小企業者、農業者)
- キ 仮設住宅入居者に対する健康管理(健康相談)
- ク 相談窓口の開設(住宅相談、法律相談)
- ケ 民間家屋の応急危険度判定
- コ 倒壊家屋の処理
- サ 授業再開に向けての教科書、学用品等の支給(災害救助法非適用も含めて)

7 避難所生活者の生活自立への支援

避難所は、災害発生直後から当分の間、応急的に居住し、生活をする場となります。

開設できる期間には限りがあるため、自宅の復旧や応急仮設住宅への移住を含めた避難所生活者の生活の再建を図らなければなりません。

生活自立への支援は主に行政が実施するものですが、行政等の相談窓口の紹介や次に掲げる各種生活再建関連情報の提供など、避難所運営委員会が関わる部分もあります。

主な支援をまとめたものは、次のとおりです。

主な支援策	主な内容
住宅障害物の除去	住宅障害物の除去
り災証明の発行	被災者の応急的、一時的救済目的に実施される証明
被災住宅の応急修理	最小限度の応急修理の実施
応急仮設住宅の建設	建設から2年を限度として供給される住宅
災害公営住宅の建設	大規模災害が発生し、住宅の被害が「公営住宅法第8条第1項各号」に定める程度以上に達した場合、県は国庫から補助を受けて建設します。そこでの居住は3年を限度とします。
学校教育の再開	
災害見舞金等の配分	災害見舞金、災害障害見舞金、災害弔慰金
義援金の受入れ、配分	
災害応急資金の融資	災害復興住宅資金 中小企業災害復旧資金 災害復興住宅特別融資 災害援護資金貸付 生活福祉資金貸付
税・使用料の減免	

8 市民（避難所生活者）に周知すべき広報の主な内容

（1）初動期（1～3日）

- ア 避難誘導の周知
- イ 避難指示の周知
- ウ 各種情報等
 - ① 被害情報
 - ② 生活関連情報
 - ③ 医療情報等

（2）混乱継続期及び復旧過程期（4～14日）

- ア 相談窓口の開設の周知
- イ 被害状況、支援制度等の案内
- ウ 支援制度等、一時避難用応急住宅募集案内
- エ 悪質業者への注意
- オ 余震への備え
- カ 解体費用工費負担の案内
- キ 各種支援制度等の案内

（3）復旧期（15日～）

- ア 各種支援制度等の案内
- イ 被害状況（節目：1ヶ月、1ヶ年等）
- ウ 災害見舞金配分案内
- エ 応急仮設住宅入居案内

（4）広報の媒体

- ア 広報車
- イ 防災行政用無線
- ウ 広報紙（広報つちうら、臨時広報）
- エ パンフレット、ちらし
- オ CATV

（5）避難所での情報の周知の方法

市災害対策本部は、避難所を担当する市職員に情報を伝達します。避難所運営委員会情報広報班は、それらの情報を分類（生活情報、ライフライン情報、交通情報、医療情報など）し、避難所に定められた掲示場に掲示します。市職員、学校職員はできる限り援助を行います。

これらの情報を提供する場合は、視覚障害者、聴覚障害者、外国人への配慮が必要となりますので、ボランティアの方の協力を得ながら行います。

特に留意すべきこととして、避難所運営委員会情報広報班は、外部の者が勝手に掲示したり、はがしたりして、混乱が生じないように掲示場を管理します。

9 自主防災組織の役割

大地震が発生した場合、被害を最小限にとどめるためには、行政はもとより、市民の一人ひとりが適切に行動し、隣近所での助け合い、さらには地域で組織的、自主的に防災活動に当たることが必要となります。

市の自主防災組織は、現在143組織を数えており、平常時から災害時に備え、防災訓練、防災知識の啓発、防災資機材の整備などを行っています。

そうしたことから、災害が発生した場合、自主防災組織の役員の方は、地域を守るリーダーとして、また地域防災拠点に開設される避難所の自主的な運営に携わるリーダーとして避難所運営委員会に関わっていただくこととなります。

自主防災組織の救出救護班、給食給水班等の各班は、避難所運営委員会に編成される作業各班にそのまま移行することが、発災後の混乱時期には適当といえます。